

Q-2102 舗装コンクリートの J I S を取得しなければなりませんか？

各所から発刊されているコンクリート舗装の手引きやマニュアル類では、舗装コンクリートの製造・出荷に対して JIS 認証マークを必ずしも要求してはいない。しかし、コンクリートの荷卸し時の性能を保証するためには、JIS 認証マーク付き製品と同等の製造・出荷・品質管理が行われていなければならない。従って、JIS 認証を取得している生コン工場を選定することが、工場選定の基本的な目安となる。JIS に規定された舗装コンクリートについては、舗装コンクリートの JIS 認証を取得している工場は、曲げ強度で配合設計された舗装コンクリートを標準化しているので、JIS 認証マーク付きの製品を納入することができる。

また、早期交通開放型コンクリート舗装や生コン舗装に、普通コンクリートの JIS 規格品を適用する場合には、普通コンクリートの JIS 認証を取得している生コン工場を選定すればよい。この場合には、圧縮強度の呼び強度とスランプでコンクリートの品質を指定しなければならない。

一方、転圧コンクリート舗装、ポーラスコンクリート舗装などに用いられる超硬練りの舗装コンクリートは、JIS の認証範囲のスランプ値として規格化されていない。また、スリップフォーム工法に用いられる舗装コンクリートも、JIS の認証範囲のスランプ値とは幾分異なっている。これらの舗装コンクリートは、JIS 認証を取得した生コン工場が製造・出荷する場合でも、JIS 認証マークを付与することはできない。